

駆けつけ賃貸 365 会員規約

第 1 章 総則

第 1 条 (適用関係)

- この会員規約は、株式会社 365 パートナーズ (以下「当社」といいます。) が運営する駆けつけ賃貸 365(以下「本サービス」といいます。)の提供及びその利用に関して適用されます。
- 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定 (以下「諸規定」といいます。)を設けることがあります。それらの諸規定はこの会員規約の一部を構成するものとします。
- 会員規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。

第 2 条 (定義)

- 「会員」とは、この会員規約に同意のうえ当社所定の加入申込手続を行い、当社がこれを承諾した個人又は法人をいいます。なお、当社の承諾は、郵送又は電子メールにて会員番号を通知する方法により行います。
- 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住戸として加入申込時に指定した賃貸住戸 (事業用途に供する場を除きます。)をいいます。
- 「法人契約」とは、法人がサービス対象物件を社宅等として使用することを目的として法人名義で当社と契約し、その法人の役員、従業員その他の使用人がサービス対象物件に入居する場合をいいます。この場合、会員はその法人とし、本サービスの提供を受けることができるのは、その法人が加入申込時に指定した入居者 (以下「入居者」といいます。)及びその同居人に限るものとします。
- 「利用者」とは、個人である会員、法人契約における入居者、及びそれらの同居人を合わせたものをいいます。

第 3 条 (本サービスの利用)

- 会員及び利用者は、この会員規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
- 会員は、同居人 (法人契約における入居者及びその同居人も含みます。本項において以下同じ。)による本サービスの利用に際して、同居人にこの会員規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。

第 4 条 (会員番号)

- 当社は、会員 1 名につき 1 つの会員番号を発行します。
- 本サービスを利用する場合には、会員番号又は利用者であることが特定できる情報を窓口に伝達することが必要となります。

第 5 条 (会費)

支払われた会費は、当社が申込を承諾しなかった場合を除き、途中退会や資格取消その他理由の如何を問わず一切返還しないものとします。

第 6 条 (消費税率又は地方消費税率の変更)

会員は、消費税率又は地方消費税率が変更になった場合、その税率が施行される時から自動的に当該変更後の税率に従って、第 15 条第 1 項に定める料金に係る消費税及び地方消費税が変更されることに、予め同意するものとし、その他本サービスの提供に基づき発生する税込価格の料金についても同様とします。

第 7 条 (有効期間)

- 本サービスの有効期間は、会員 (法人契約の場合は入居者) がサービス対象物件に入居した日から 2 年後の翌日が属する月の末日までとします。
- 既に入居している住戸をサービス対象物件として加入申込をした場合の有効期間は、申込書に記載されたサービス開始希望月の 1 日から 2 年後の翌日が属する月の末日までとします。なお、申込書にサービス開始希望月の記載がない場合は、申込月の 1 日より 2 年後の翌日が属する月の末日までとします。

第 8 条 (更新)

会員は、有効期間満了日までに所定の方法で別途定める会費を支払うことにより、本サービスの有効期間を 2 年間更新することができます。

第 9 条 (登録情報の変更)

- 会員は、当社に届け出た連絡先・住所や同居人等の情報 (以下「登録情報」といいます。)に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続をとるものとします。

- 個人である会員の名義変更については、以下の条件をいずれも満たした場合のみ登録事項の変更として取り扱います。その他の場合は、本契約は終了し、新たに会員になろうとする方と当社との間で新規の契約を締結するものとします。
 - 2 親等以内の親族間での名義変更であること
 - サービス対象物件が同一であること
- 前 2 項の登録情報の変更は、原則として会員の申出により行うものとします。
- 法人契約においてサービス対象物件の入居者が替わる場合は、当該法人会員は、当社指定の方法により速やかに変更手続をとるものとします。
- 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延等により会員又は利用者が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

第 10 条 (退会・会員資格の取消し)

- 会員が退会を希望する場合には、退会確認申請書又はコールセンターへのお電話で会員と確認が取れた場合、退会手続を行うものとします。
- 会員又は利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができます。
 - 加入申込時に虚偽の申告をした場合
 - 本規約又は諸規定の定めに従わなかった場合
 - 不要な問合せや悪質なたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合
 - 第 15 条に定める利用料金等を当初の支払期限より 3 か月以上支払わない場合
 - 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人 (いわゆる反社会的勢力) に属する、又は密接な関係を有する場合
 - その他、当社が会員又は利用者として不適切とみなした場合

第 11 条 (個人情報)

- 当社は、本サービスの申込又は利用等を通じて当社が知り得た会員及び利用者の個人情報 (以下「会員等の個人情報」といいます。) について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 会員は、会員等の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
 - 利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため
 - 本サービスの運営上必要な事項を会員に知らせるため
 - 本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
 - 本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
 - 関連サービスや商品の情報を提供するため
- 当社は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員等の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
- 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は会員等の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
 - 個人又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
 - 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合
 - 当社の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合
 - 当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

第 12 条 (規約の追加変更)

本サービスの運営上、この会員規約に追加又は変更の必要が生じた場合は、当社の運営するホームページ上で告知するものとします。

第 13 条 (免責)

当社は、本サービスの運営に関して故意又は重大な過失がない限り、会員及び利用者に対して損害賠償義務を一切負わないものとします。

第 2 章 緊急サポートサービス

第 14 条 (内容)

- 利用者は、サービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定のフリーダイヤルを利用して、24 時間 365 日、トラブル解決を図るための情報提供又は現場駆けつけ対応のサービスを受けることができます。
 - カギの紛失・故障等、カギのトラブル (但し、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。)

- ② 水廻りのトラブル
- ③ ガラスのトラブル
- ④ ガスのトラブル

2. 前項の現場駆けつけ対応時には、利用者の立ち会いが必要となります。

第 15 条 (利用料金)

- 利用者は、現場駆けつけ対応を無料で受けることができます。但し、60 分を超過した作業の代金 (超過 10 分ごとに 1,500 円 (税別)) については、利用者が別途実費を負担するものとします。また、対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金についても利用者が別途実費を負担する場合があります。
- 利用者は、本サービスの対象に含まれない事項についても、現場駆けつけ作業員 (以下「作業員」という。) と協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。
- 現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業員等と協議のうえ別途有料でサービスを依頼することができます。
- 当社は、前 3 項の場合の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

第 16 条 (除外事項)

次の場合は緊急サポートサービスの対象外とします。

- ① 建物共有設備におけるトラブル
- ② 午後 11 時以降午前 9 時までの時間帯における破壊による開錠
- ③ 会員又は利用者が所有する家電製品等に関するトラブル
- ④ 入居 3 日以内の故障・破損に関するトラブル
- ⑤ 原状回復に関するトラブル
- ⑥ 地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
- ⑦ その他当社が不適切と判断した場合